

9 各種交通機関の利用について

○ TX（つくばエクスプレス）旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方がつくばエクスプレスを利用する場合、運賃が割引になります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（写真付）所持者（※下表を参照してください）
利用方法	各駅のご案内カウンターに手帳を呈示してください。
お問合せ先	つくばエクスプレス線各駅 TXコールセンター 電話 0570-000-298

適用範囲	割引対象乗車券類	割引率	備考
第1種障害者とその介護者（1名）	普通乗車券 普通回数乗車券	50%	つくばエクスプレス線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者（1名）または12歳未満の障害者とその介護者（1名）	定期乗車券 （小児定期乗車券を除きます）	50%	<ul style="list-style-type: none"> ・小児定期旅客運賃については、割引を適用しません。 ・障害者が小児で、小児用定期券をご購入の場合に限り、介護者のみ割引が適用となります。 ・障害者が6歳未満の場合は、定期乗車券を購入したものとみなし、介護者のみ割引が適用となります。 ・介護者にたいしては、通勤定期乗車券の発売となります。
第2種障害者（12歳未満）の介護者（1名）	定期乗車券	50%	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤定期乗車券の発売となります。 ・第2種障害者は割引対象にはなりません。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	距離による制限はなし （つくばエクスプレス線内のみ）

※障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※第1種・第2種の別については、手帳に記載されています。

※身体障害者手帳および療育手帳については、マイナポータルとの連携を完了した「ミライロID」もご利用になれます。（列車等をご利用の際には、必ず手帳本体をお持ちいただき、係員の請求がありましたらご呈示ください。）

○ JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるもので、顔写真が貼付されているもの。かつ、精神保健福祉手帳については有効期限を超過していないもの。）を所持している方がJRを利用する場合、運賃が割引になります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（写真付）所持者 ※下表を参照してください。
利用方法	JR各駅の乗車券販売窓口到手帳を呈示してください。 列車等をご利用になる際にも手帳を携帯してください。
お問合せ先	JR各駅 JR東日本お問合せセンター 電話 050-2016-1600

適用範囲	割引対象乗車券類	割引率	備考
第1種障害者とその介護者（1名）	普通乗車券 普通回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し普通回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者または12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 （小児定期乗車券を除きます）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます）

※JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※第1種・第2種の別については手帳に記載されています。

※介護者は障害者1名に対して1名です。

○ 「つくバス」(コミュニティバス) 「つくタク」(乗合タクシー) 等の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方が、つくバス・つくタク・つくばね号を利用する場合、運賃及び定期券(定期券はつくバスのみ)が割引になります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方及びその介護者(1名)
利用方法	運賃支払いの際または定期券購入の際に手帳を提示してください。(本人確認等のため、手帳中面も提示してください。)スマートフォン向け障害者アプリ「ミライロID」を利用する場合は、ミライロIDの提示をもって手帳の提示に代えることができます。(ミライロIDを提示する場合でも、手帳本体の携帯が必要です。)
お問合せ先	総合交通政策課 電話 029-883-1111(代)

区分	割引対象	割引内容	利用方法
つくバス	運賃	通常運賃の半額	運賃支払いの際、運転士に手帳(またはミライロID)を提示し、割引運賃額を現金、回数券またはPASMO等の交通系ICカードで支払ってください。なお、回数券を購入する際に障害者手帳をご提示いただくと、利用時におつりが出ないよう券種の調整ができます。
	通勤定期券 通学定期券	各定期券の3割引	定期券購入の際に、次の販売窓口到手帳を提示してください。 販売窓口：関東鉄道(株)つくば学園サービスセンター(BiViつくば1F)、同つくば北営業所、同つくば中央営業所、牛久都市開発(エスカード2F エスカードプラザ内)
つくタク	運賃	通常運賃の半額	運賃支払いの際、運転士に手帳(またはミライロID)を提示し、現金、利用券、PASMO等の交通系ICカードまたはコード決済(PayPay、auPay)でお支払いください。なお、web予約で事前決済(クレジットカード)された方も、乗車時に手帳(またはミライロID)をご提示ください。現金はお釣りのないようお願いいたします。(利用券の販売は終了しています。)※つくタクの利用に当たっては、事前の予約が必要です。利用方法の詳細については、市役所や窓口センター等で配布している「つくタクガイド」または市ホームページをご覧ください。
つくばね号	運賃	通常運賃の半額	運賃支払いの際、運転士に手帳を提示し、割引運賃額を現金、回数券またはPayPayでお支払いください。

○ 乗合バス(路線バス・高速バス) 運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、乗合バス(路線バス・高速バス)を利用する場合、各運行会社が設定する割引率により運賃の割引を受けられる場合があります。割引率・割引を受ける方法等は各運行会社へお問合せください。

○ 国内航空運賃の割引

精神障害者(12歳以上)の方が国内航空を利用する場合、一部の航空会社において、当該障害者及び介護者1名の運賃が割引されます。手続きの方法や割引額等、制度の詳細については各航空会社へお問合せください。

○ タクシー料金の助成（障害者タクシー運賃助成券）

外出する際にタクシーを利用する際の運賃を一部助成します。

対象者	身体障害者手帳 1 級～4 級、療育手帳 ^① ・A・B、 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級 ※次の各号のいずれかに該当する者は助成を受けられません。 ①自動車税や軽自動車税の減免を受けている方②交通 IC カードによる鉄道・バス利用 運賃の助成の利用登録をされた方③医療機関に入院中の方④福祉施設や老人福祉施設等 に入所または入居している方
助成額	助成券 1 枚につき 500 円（1 回の乗車につき 5 枚まで使用可）を助成します。ただ し、釣銭を受け取ることはできません。 年間 36 枚（透析療法を実施している方は年間 108 枚） ※※同一の会計年度内に高齢者タクシー運賃助成券の交付を受けた方は、年間 12 枚（透析療法を実施している方は年間 84 枚） ※利用券は、譲渡・再発行できません。
必要書類等	障害者手帳 ※毎年 4 月 1 日から新年度の券に切り替わります。年度ごとに申請が必要です。
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）

○ 交通系 IC カードによる鉄道・バス利用運賃の助成

重度障害者本人が外出する際に、交通系 IC カードを利用して、鉄道・バスに乗車した場合の運賃を一部助成します。

対象者	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 ^① ・A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付 を受けている方 ※次の各号のいずれかに該当する方は助成を受けられません。 ①自動車税や軽自動車税の減免を受けている方②障害者福祉タクシー券の交付を を受けている方③高齢者タクシー券の交付を受けている方④医療機関に入院中の方 ⑤福祉施設や老人施設等に入所または入居している方
助成額	18,000 円（助成上限額）
必要書類等	障害者手帳、助成に利用する交通系 IC カード（障害者本人の記名式カードに限 ります。） ※助成を受けるには事前に利用登録が必要です。（登録完了前に利用した分は助 成の対象となりません。）
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）

○ 福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人等が、障害者や高齢者等一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、ドア・ツー・ドアの有償移送サービスです。

対象者	身体障害者、介護保険の要介護者・要支援者、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有し、一人でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方（対象としている方は、各団体によって異なります。）
利用方法	利用するには、あらかじめ国土交通省による登録を受けた団体への会員登録が必要です。お住まいの地域にある団体等については、お問合せください。
実施団体	実施団体等については、障害者地域支援室までお問合せください。
窓口	高齢福祉課、障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）

○ つくば市路外駐車場の料金の減額

心身に障害のある方（つくば市に住所を有する方）が自動車を運転する場合、または家族等が運転する自動車に同乗する場合に、市営の路外駐車場の駐車料金が減額されます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
手続	普通駐車場料金減額申請を行い「特別駐車カード」の交付を受けてください。
必要書類等	障害者手帳
内容	つくば駅前広場駐車場、研究学園駅北口広場駐車場、みどりの駅西口広場駐車場の利用料金が半額になります。 <各駐車場の利用料金（減額前）> ○つくば駅前広場駐車場 ○研究学園駅北口広場駐車場 ○みどりの駅西口広場駐車場 ・ 駐車時間が20分まで 無料 ・ 20分経過後は、10分ごとに100円を積上 ・ 料金の上限なし
窓口	公園・施設課 電話 029-883-1111（代）

○ 自転車等駐車場の料金の免除

心身に障害のある方が、市営の自転車等駐車場を使用する場合、使用料金が免除されます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
必要書類等	障害者手帳 ※下記管理事務室に免除の申請をしてください。
内容	市営自転車駐車場の使用料金が免除されます。
お問合せ先	つくば駅中央自転車駐車場〔第一区画〕管理事務室 電話 029-853-8019 公園・施設課 電話 029-883-1111（代）

○ 障害者特別駐車券の交付

心身に障害のある方が自動車を運転する場合、または家族等が運転する自動車に同乗する場合に主につくば駅付近の駐車場利用料金が割引となる特別駐車券を交付します。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
必要書類等	障害者手帳
内容	(一財)つくば都市交通センターが運営する駐車場の利用料金が時間制駐車に限り半額になります。お店のサービスとは併用できません。
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111 (代)

○ つくばセンタービル地下駐車場の割引

心身に障害のある方が自動車を運転する場合、または家族等が運転する自動車に同乗する場合につくばセンタービル地下駐車場の利用料金が割引となる特別駐車券を交付します。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
必要書類等	障害者手帳、デポジット 500 円 (カード返却時に返金)
内容	つくばまちなかデザイン株式会社 (つくばセンタービル地下駐車場管理者) が運営する、つくばセンタービル地下駐車場の 1 時間あたりの利用料金が半額になります。料金の上限はありません。
窓口	つくばまちなかデザイン株式会社 電話 029-869-7229 メール info@tsukumachi.co.jp つくば市吾妻 1-10-1 つくばセンタービル 1 階 駐車カードの配布対応時間：月曜日～金曜日 9：30～17：00 ※スムーズなお手続きを進めていただくために、来社の 1 週間前までにメールまたは電話でご連絡ください。

○ 駐車禁止の除外

障害のある方が、自ら運転または家族等の運転する車に同乗するとき公安委員会交付の標章(駐車禁止除外指定車標章)を車内の前面の見やすい箇所に掲出することで、道路標識等により駐車を禁止されている道路における規制対象から除外されます。ただし、道路標識等により駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の駐停車禁止場所、法定駐車禁止場所、駐車の方法に従わない駐車等はできません。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受け、一定の要件に該当する歩行困難者※詳細はお問合せください。
必要書類等	申請書、各種手帳の写し (それぞれ 1 部) 歩行困難である者 (標章交付対象者) ではなく、介助人 (親族等) のみが申請に来る場合※除外標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認する書面 例：委任状、発行から三ヶ月以内の交付を受けようとする本人の住民票 (写し可)、マイナンバーカードの写し (表面のみ)、運転免許証の写し 等 ※【掲示のみ】「交付を受けようとする本人」と「申請に来る者」の関係性を証明できる書類 例：発行から 3 ヶ月以内の続柄が記載されている住民票、施設入所の方は入所証明書 等 ※【掲示のみ】介助人の身分証明書 (運転免許証 等)
お問合せ先	つくば市学園の森 3-50-1 つくば警察署 電話 029-851-0110

○ いばらき身障者等用駐車場利用証制度

公共施設や店舗などにある身障者等用駐車場を必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障害者手帳交付者などを対象に利用証を交付します。

対象者〔障害〕	身体障害者手帳	視覚、聴覚または平衡機能の障害	視覚障害：4級以上、聴覚障害：3級以上 平衡機能障害：5級以上
		肢体不自由	上肢機能障害：2級以上、下肢機能障害：6級以上 移動機能障害：6級以上、体幹機能障害：5級以上
		内部障害	心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害 各4級以上
		療育手帳	「A」及び「A」
		精神障害者保健福祉手帳	1級
必要書類等	障害者手帳 ※代理人申請の場合、代理人の本人確認書類が必要		
対象者〔難病〕	指定難病特定医療費受給者証等を交付された方、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方		
必要書類等	上欄掲載の各受給者証 (※代理人申請の場合、代理人の本人確認書類が必要)		
対象者〔けが人等〕	医師の診断書等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方(必要と認められる期間。但し、診断書等の発行日から原則1年まで)		
必要書類等	医師の診断書等		
申請・交付・返却	障害者地域支援室	電話 029-883-1111 (代)	
制度のお問合せ	県福祉部長寿福祉課	電話 029-301-3326	FAX 029-301-3349